

1. 補助制度に関すること

(1) 補助の目的は何ですか。

2. 補助対象者に関すること

(1) 補助対象者の条件はなんですか。

(2) 那須烏山市に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象となりますか。

(3) 世帯主でなくても申請できますか。

(4) 2世帯住宅は対象ですか。

(5) マンションや賃貸住宅に住んでいる場合は対象ですか。

3. 補助対象家電に関すること

(1) 補助対象となる家電は何ですか。

(2) 補助対象家電に購入台数の制限はありますか。

(3) 補助対象となる要件はありますか。

(4) 省エネ基準達成率100%以上はどのように確認すればいいですか。

(5) 中古品、新古品も対象になりますか。

(6) リース品も対象となりますか。

(7) 会社の事務所やお店で使用する家電は対象となりますか。

(8) 併用住宅（店舗兼住宅）の場合は対象となりますか。

(9) 申請者と使用者が異なっても対象になりますか。

4. 補助対象経費に関すること

(1) 補助対象経費は何ですか。

(2) 対象製品を2回に分けて買いました。どちらが対象となりますか。

(3) 購入時に使用したポイントやクーポン分は補助対象経費に含まれますか。

(4) 購入に伴い付与されるポイントは本体購入費用から減額されますか。

(5) 那須烏山市プレミアム付商品券（わくわく商品券）を使用して購入した場合、申請はできますか。

(6) クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。

(7) 対象家電と対象外商品を同時に購入しました。どのようにすればいいですか。

5. 対象店舗に関すること

(1) 購入する店舗に条件はありますか。

(2) インターネットでの購入は対象になりますか。

(3) ネットオークションでの購入は対象になりますか。

6. 補助額に関すること

(1) 補助額はいくらですか。

7. 対象期間・申請受付期間に関すること

(1) いつからの購入が対象ですか、既にご買ってしまった家電は対象になりますか。

(2) 購入対象期間前に契約をした場合は対象となりますか。

(3) 令和9年2月に購入した家電の設置が令和9年2月27日以降に終了した場合は対象になりますか。

(4) 申請受付期間はいつですか。

(5) 申請できるのはどの時点からですか。

(6) この制度はいつまでやっていますか。

8. 手続きに関すること

(1) 申請書の提出方法はどのようなものがありますか。

(2) 申請用紙はどこで手に入りますか。

(3) 申請書に押印は必要ですか。

(4) 購入先の事業者は、自分の代わりに申請してくれますか。

9. 必要となる書類に関すること

(1) 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。

(2) 必要書類のレシートや領収書はコピーでいいですか。

(3) レシート、領収書、価格が分かる内訳書について、教えてください。

(4) 領収書等に一式の金額が記載されていて、支払内訳が記載されていません。

(5) 領収書等を紛失してしまいました。

(6) 保証書とは何ですか。

(7) 保証書はコピーでもいいですか。

(8) 補助金の振込先口座は本人名義以外の口座でもいいですか。

(9) 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。

(10) 申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。

1. 補助制度に関すること	
Q(1)	補助の目的は何ですか。
A	・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であり、省エネ性能の高い家電の購入費の一部を補助することにより、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民を支援するとともに、市における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。 ・一定基準を満たす省エネ家電を購入した個人を対象に、補助金を交付します。

2. 補助対象者に関すること	
Q(1)	補助対象者の条件はなんですか。
A	・令和8年9月1日から令和9年2月26日までに、新品（未使用品）の補助要件を満たす家電製品を購入し、設置が完了した方が対象です。 ・補助金の交付の申請をする日において市内に住所を有する方が対象です。 ・当該年度において1世帯あたり1回限り申請することができます。
Q(2)	那須烏山市に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象となりますか。
A	住民登録前の購入は対象となりません。住民登録後に、対象者の要件を満たせば対象となります。
Q(3)	世帯主でなくても申請できますか。
A	同一世帯の方であれば、どなたでも申請できます。
Q(4)	2世帯住宅は対象ですか。
A	住民基本台帳の世帯が分かれていますれば、それぞれの世帯で1回ずつ申請することができます。
Q(5)	マンションや賃貸住宅に住んでいる場合は対象ですか。
A	対象です。ただし、エアコン及び電気冷蔵庫は6年、照明器具は15年、テレビは5年の期間内に、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

3. 補助対象家電に関すること	
Q(1)	補助対象となる家電は何ですか。
A	エアコン、電気冷蔵庫、照明器具及びテレビです。
Q(2)	補助対象家電に購入台数の制限はありますか。
A	ございません。同一の補助対象家電を複数台購入しても対象となりますし、4種類それぞれの補助対象家電を購入しても対象となります。ただし、<u>一度の支払いにおいて購入した家電</u>が対象となりますので、ご注意ください。 【例①】・9月1日12時にエアコン3台購入し設置（申請対象） 【例②】・9月1日12時にエアコン、電気冷蔵庫、テレビを1台ずつ購入し設置（申請対象） 【例③】・9月1日12時にエアコン1台購入し設置、同日15時に照明器具1台購入し設置（<u>どちらか1つが申請対象</u>）
Q(3)	補助対象となる要件はありますか。

A	①販売店から直接購入した新品のもの。 ②経済産業省資源エネルギー庁が公表する省エネ型製品情報サイトに公表されているもの。 ③経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、省エネ基準達成率が100%以上であること。 ④自らが居住する市内の住宅に設置するもの。 ⑤令和8年9月1日から令和9年2月26日に購入かつ設置が完了したもの。
Q(4)	省エネ基準達成率100%以上はどのように確認すればいいですか。
A	販売店舗又は省エネ型製品情報サイト（ https://seihinjyoho.go.jp ）で購入前にご確認ください。
Q(5)	中古品、新古品も対象になりますか。
A	対象外です。新品のみが対象です。
Q(6)	リース品も対象となりますか。
A	対象外です。
Q(7)	会社の事務所やお店で使用する家電は対象となりますか。
A	対象外です。個人が自身の居住する住宅に設置するものが対象です。
Q(8)	併用住宅（店舗兼住宅）の場合は対象となりますか。
A	住宅部分に設置する場合のみ対象となります。
Q(9)	申請者と使用者が異なっても対象となりますか。
A	対象外です。申請者が市内で使用することを目的とした制度です。

4. 補助対象経費に関すること	
Q(1)	補助対象経費は何ですか。
A	一度の支払いにおいて購入した補助対象家電の本体購入に係る合計費用です。ただし、<u>下記の額は除きます。</u> ①設置及び配送に係る経費 ②既設の家電の処分に係る経費 ③消費税及び地方消費税に相当する額 ④ポイント又はクーポン券で支払った額
Q(2)	対象製品を2回に分けて買いました。どちらが対象となりますか。
A	<u>一度の支払いにおいて購入した費用が対象となります</u>ので、2回に分けて購入した場合、合算はできません。どちらか一方を申請してください。 ※下記例を参考に申請してください。 【例】・9月1日の13:00にエアコンを購入し、同日15:00にテレビと冷蔵庫を購入した場合、エアコン購入費用又はテレビと冷蔵庫の購入費用の、<u>どちらか一方での申請</u>となります。
Q(3)	購入時に使用したポイントやクーポン分は補助対象経費に含まれますか。
A	4. Q(1) のとおり、本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店等で商品代金から割引があった場合や、クーポンによる割引、ポイント等を使用した場合は、割引後の金銭支払額

	を補助対象経費として計算します。
Q(4)	購入に伴い付与されるポイントは本体購入費用から減額されますか。
A	補助対象経費からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
Q(5)	那須烏山市プレミアム付商品券(わくわく商品券)を使用して購入した場合、申請はできますか。
A	商工会が発行するプレミアム付商品券(わくわく商品券)は補助対象経費(市長が別に定めるものに該当)のため、申請できます。
Q(6)	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。
A	対象となります。ただし、レシート又は領収書(購入費用の内訳がわかるもの)の写しが必要となりますので、購入の際に販売店等に領収書等の発行についてお尋ねください。
Q(7)	対象家電と対象外商品を同時に購入しました。どのようにすればいいですか。
A	対象製品のための金額を申請してください。 ※レシート又は領収書で、対象家電と対象外商品が明確に確認できる必要があります。

5. 対象店舗に関すること

Q(1)	購入する店舗に条件はありますか。
A	領収書に記載される店舗・事業所で、領収書や保証書等の必要書類を発行できる市内、市外の店舗が対象となります。 上記を満たす場合は、インターネットやネットオークションでの購入も対象となります。
Q(2)	インターネットでの購入は対象になりますか。
A	5. Q(1)のとおりです。
Q(3)	ネットオークションでの購入は対象になりますか。
A	5. Q(1)のとおりです。

6. 補助額に関すること

Q(1)	補助額はいくらですか。
A	実施期間中、対象家電を購入および設置が完了した市民に対し、購入費用の4分の1(上限20万円)を補助します。 ※千円未満は切り捨てとなります。 【補助金の計算例①】 220,000円(内税20,000円)のエアコンと55,000円(内税5,000円)の照明器具を一度の支払いで購入した場合 ・{(220,000円-20,000円)+(55,000円-5,000円)}×1/4=62,500円 千円未満は切り捨てなので補助額は<u>62,000円</u>となる。

	【補助金の計算例②】 330,000 円（内税 30,000 円）のエアコンを、一度の支払いで 3 台購入した場合 ・ $(330,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円}) \times 3 \times 1/4 = 225,000 \text{ 円}$ 上限額は 20 万円なので、補助額は <u>200,000 円</u> となる。 【補助金の計算例③】 合計費用 120,000 円（本体価格 100,000 円、消費税 10,000 円、配送費用 5,000 円、設置費用 5,000 円）の電気冷蔵庫を一度の支払いで購入した場合 ・ $(120,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 1/4 = 25,000 \text{ 円}$ 補助額は <u>25,000 円</u> となる。
--	---

7. 対象期間・申請受付期間に関すること	
Q(1)	いつからの購入が対象ですか、既にご購入済みの家電は対象になりますか。
A	購入対象期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までです。 <u>令和 8 年 8 月 31 日までに購入した製品は対象外です。</u>
Q(2)	購入対象期間前に契約をした場合は対象となりますか。
A	購入費用全額を支払った領収書等の日付を購入日としますので、全額支払日が、購入対象期間内であれば補助対象となり、購入対象期間外であれば補助対象外となります。
Q(3)	令和 9 年 2 月に購入した家電の設置が令和 9 年 2 月 27 日以降に終了した場合は対象になりますか。
A	対象になりません。補助対象家電が令和 9 年 2 月 26 日までに購入かつ設置が完了し、申請をした場合のみ、補助金の対象となります。
Q(4)	申請受付期間はいつですか。
A	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までです。
Q(5)	申請できるのはどの時点からですか。
A	補助対象家電を、購入しかつ設置が完了した時点から申請ができます。ただし、申請には補助対象製品の保証書、自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真などが必要となりますので、ご注意ください。
Q(6)	この制度はいつまでやっていますか。
A	令和 9 年 2 月 26 日までに購入かつ設置が完了した家電に対する補助ですが、申請受付期間内でも交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

8. 手続きに関すること	
Q(1)	申請書の提出方法はどのようなものがありますか。
A	①申請書をお持ちいただく場合 提出先：那須烏山市役所まちづくり課環境グループ（那須烏山市役所烏山庁舎 1 階） ②申請書を郵送していただく場合 送付先：〒321-0692 那須烏山市中央 1-1-1 那須烏山市役所まちづくり課

	環境グループ 宛 ③応募フォームから申請していただく場合 https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/free_mailform.php?mode=form&code=52 いずれかの方法でご提出をお願いします。 ※上記のとおり郵送等でも提出可能ですが、到着順での受付となります。書類に不備等がある場合は受付できません。また、訂正が必要な場合でも、郵送等で書類の返却はできません。窓口で訂正いただくか、訂正した書類を再度提出してください。
	
Q(2)	申請用紙はどこで手に入りますか。
A	市ホームページからダウンロードしていただくか、まちづくり課で配布しております。なお、自宅への郵送は行いません。
Q(3)	申請書に押印は必要ですか。
A	市税等の納付状況調査の同意書も兼ねているため必要です。
Q(4)	購入先の事業者は、自分の代わりに申請してくれますか。
A	申請は、申請者本人が行う必要があります。また、申請に係る連絡や通知の送付は、申請者あてに行います。

9. 必要となる書類に関すること	
Q(1)	必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。
A	以下の書類が申請に必要です。 ①省エネ家電購入支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号） ②購入に係るレシート又は領収書の写し及び価格が分かる内訳書の写し ③製造者又は販売店が発行した保証書の写し ④自らが居住する市内の住宅に設置したことが分かる写真 ⑤カタログ又は仕様書等の写し
Q(2)	必要書類のレシートや領収書はコピーでいいですか。
A	コピー（写し）をご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。オンラインショップ等で購入した場合は、領収書等の購入証明書をプリントアウトしたものを提出ください。
Q(3)	レシート、領収書、価格が分かる内訳書について、教えてください。
A	申請者が補助対象家電を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたものが必要になります。 ※「購入した製品」、「支払金額（内訳）」が分かれば、様式は問いません。
Q(4)	領収書等に一式の金額が記載されていて、支払内訳が記載されていません。
A	9. Q(3) に示す内容の記載が必要です。購入店舗にご相談ください。
Q(5)	領収書等を紛失してしまいました。
A	購入店舗に直接お問合せください。
Q(6)	保証書とは何ですか。

A	家電製品に添付されている保証書で、購入日、購入店舗、購入者住所氏名を記載するものです。<u>申請者の住所氏名、購入日を記載してからコピーしてください。</u>店舗印の有無は問いません。 ※家電量販店が独自で実施する保証とは別のものですので、ご注意ください。
Q(7)	保証書はコピーでもいいですか。
A	コピー（写し）をご提出ください。なお、原本をご提出いただいても、返却はいたしませんので、ご注意願います。
Q(8)	補助金の振込先口座は本人名義以外の口座でもいいですか。
A	補助金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。
Q(9)	補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。
A	原則、国内の金融機関であれば、対応可能です。 【補助金を申請される皆様へのお願い】 皆様の口座へ補助金を振り込む場合、令和9年4月から、振込手数料が現行より引き上げられることとなりますが、足利銀行・常陽銀行をご利用の場合は、安価な手数料となります。 （<u>足利銀行烏山支店は無料。</u>）本市の財政負担の軽減を図るため、皆様におかれましては、既に<u>足利銀行又は常陽銀行の口座をお持ちであれば、あくまでも任意ではございますが、当該各銀行口座を補助金の振込先口座にご指定いただけるとありがたいと考えております。</u>ご協力のほどよろしくお願いします。
Q(10)	申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。
A	・申請書類に不備がなければ、書類が到達してから2週間程度で交付決定通知を送付します。 ・交付決定通知の送付から2～3週間程度で指定口座に振り込みます。 ・申請書類が揃ってから初めて受付となります。書類に不備がある場合は、受付が完了しませんので、ご提出前に再度、確認をしてください。